



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 2 7 号

平成30年(2018年)2月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業の廃止に ついて (障害福祉課)	2
○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課)	2
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委 託について (リサイクル推進課)	2
● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	3
○予防接種を行うことについて (健康政策課)	3
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	4
○土地区画整理事業の換地処分について (市街地再生課)	4

● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	4
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	5
○平成29年公営企業告示第27号(水道料金、ガ ス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用 料の収納事務の委託について)の変更につ いて (お客さまサービス課)	5
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	5
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について ( " )	5
○下水道排水設備工事事業者の指定について ( " )	6
○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しにつ いて ( " )	6

## 告 示

●金沢市告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
須崎町会	代表者の氏名及び住所	下川 一雄 金沢市須崎町口196番地1	本野 晴久 金沢市須崎町口227番地1	平成30年1月14日
薬師町会	代表者の氏名及び住所	此下 明良 金沢市薬師町二139番地	狩野 勉 金沢市薬師町口2番地6	平成30年1月1日
堅田町会	代表者の氏名及び住所	亀山 衛 金沢市堅田町丙53番地1	中村 健二郎 金沢市堅田町甲35番地3	平成30年1月8日
南塚町会	代表者の氏名及び住所	中嶋 優史 金沢市南塚町262番地4	吉田 久樹 金沢市南塚町260番地4	平成30年1月14日
湖陽町会	代表者の氏名及び住所	山本 達也 金沢市湖陽2丁目112番地	大村 岳志 金沢市湖陽1丁目88番地	平成30年1月14日
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	木村 幹雄 金沢市三馬2丁目44番地	中村 初男 金沢市三馬1丁目148番地	平成30年1月14日

三ツ屋町会	代表者の氏名及び住所	辻子 義則 金沢市三ツ屋町イ3番地3	森下 正俊 金沢市三ツ屋町イ69番地1	平成30年1月21日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	上坂 治男 金沢市鈴見町ニ258番地	瀧本 康博 金沢市鈴見町ニ31番地1	平成30年1月14日
田上本町町会	代表者の氏名及び住所	谷内 守 金沢市田上本町レ5番甲地	田上 淳一 金沢市田上本町ヲ102番地1	平成30年1月22日
竹又町町会	代表者の氏名及び住所	林 健一 金沢市竹又町イ148番地	北本 久一 金沢市竹又町イ44番甲地	平成30年1月1日

#### ●金沢市告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により次の指定一般相談支援事業者から当該指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の30第1項の規定により告示します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1730100128	やすらぎ相談支援センター	金沢市田上本町カ45番地1	医療法人十全会	金沢市田上本町カ45番地1	地域移行支援 地域定着支援	精神障害者	平成30年2月1日

#### ●金沢市告示第41号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
泉丘らいふ薬局	金沢市泉野出町4丁目2番3号	平成30年1月1日
タイヨウ薬局	金沢市太陽が丘3丁目1番地15	平成30年1月1日

#### ●金沢市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに委託した期間

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（事務所の所在地）	委託した期間
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで
株式会社モアショップヤマモト 代表取締役 山本 加津雄	羽咋郡宝達志水町河原ヌ209番1地	平成29年12月12日から 平成30年3月31日まで
西川 勇	金沢市寺中町口3番地	平成30年1月23日から 同年3月31日まで

松田 孝之	金沢市竹又町イ127番地1	平成30年1月23日から 同年3月31日まで
株式会社田井屋 代表取締役 田井 徳太郎	金沢市米泉町1丁目8番地	平成30年1月26日から 同年3月31日まで
一般社団法人ヘルスプランニング金沢 代表理事 中谷 浩子	金沢市京町2番18号	平成30年1月26日から 同年3月31日まで
株式会社太陽アソシエイツ 代表取締役 泉 洋成	金沢市太陽が丘2丁目252番地	平成30年1月26日から 同年3月31日まで
有限会社中屋工具店 代表取締役 北本 和裕	金沢市横山町6番12号	平成30年2月2日から 同年3月31日まで
株式会社大和 香林坊店 取締役香林坊店長 島田 純一	金沢市香林坊1丁目1番1号	平成30年2月2日から 同年3月31日まで

## 2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成30年2月13日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの	平成30年2月13日から 同年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾

病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
佐賀 努 上田 幹夫	恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
81	株式会社ダイキアクシス	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	平成30年1月26日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成30年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称  
金沢市横山町地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
金沢市横山町地区土地区画整理事業  
（共同施行）代表者  
金沢市横山町18番60号  
池田 弘晶
- 3 換地処分の年月日  
平成30年1月19日
- 4 換地処分の内容  
平成29年12月28日付け金沢市指令収市再第155号をもって認可した換地計画のとおり

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,560円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 65,730円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 48,270円
- 2 原料価格変動額 41,200円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 48,270円（1トン当たり平均原料価格）＝ 41,200円（100

円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－41,200円(原料価格変動額) / 100円×0.082円

この結果、平成30年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から33.79円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成29年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 65,730円

2 原料価格変動額 20,600円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)－65,730円(1トン当たり平均原料価格)＝20,600円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－20,600円(原料価格変動額) / 100円×0.204円

この結果、平成30年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から42.03円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第6号

平成29年公営企業告示第27号(水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	支店長 古川 達郎	支店長 在原 祐機	平成30年1月1日

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により平成30年1月25日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
591	株式会社ハクトー	金沢市保古1丁目28番地

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
396	株式会社ハクトー	金沢市保古1丁目28番地	平成30年1月25日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により平成30年1月25日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
615	株式会社ハクトー	金沢市保古1丁目28番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成30年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
356	株式会社ハクトー	金沢市保古1丁目28番地	平成30年1月25日

平成30年(2018年)2月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)2月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄